

	登録要件	登録後に識別力を喪失した商標の効力の制限	登録後に識別力を喪失した商標の取消し	普通名称化防止措置
日本	商標法第三条 商標登録の要件 1 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。 一 その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標 二 その商品又は役務について慣用されている商標 三 その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状（包装の形状を含む。）、価格若しくは生産若しくは使用の方法若しくは時期又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、数量、態様、価格若しくは提供の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標 四 ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標 五 極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標 六 前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標 2 前項第三号から第五号までに該当する商標であっても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる。	商標法第二十六条 商標権の効力が及ばない範囲 1 商標権の効力は、次に掲げる商標（他の商標の一部となつているものを含む。）には、及ばない。 一 （略） 二 当該指定商品若しくはこれに類似する商品の普通名称、産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状（包装の形状を含む。次号において同じ。）、価格若しくは生産若しくは使用の方法若しくは時期又は当該指定商品に類似する役務の普通名称、提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、数量、態様、価格若しくは提供の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する商標 三 当該指定役務若しくはこれに類似する役務の普通名称、提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、数量、態様、価格若しくは提供の方法若しくは時期又は当該指定役務に類似する商品の普通名称、産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状、価格若しくは生産若しくは使用の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する商標 四 当該指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について慣用されている商標 五 商品又は商品の包装の形状であつて、その商品又は商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状のみからなる商標 2 （略）	N/A	N/A
米国	米国連邦商標法第2条(15 U.S.C. § 1052) 主登録簿に登録可能な商標；同時登録 出願人の商品を他人の商品から識別することのできる如何なる商標も、当該性質上、主登録簿に登録することを拒絶されることはない。ただし、それが次のものからなるときは、この限りでない。 (a)～(d) （略） (e) 以下の標章から成るもの。<u>(1)出願人の商品について又はそれに関連して使用される場合に、当該商品を単に記述する又は誤認させる標章、</u>(2)出願人の商品について又はそれに関連して使用される場合に、主として地理的に当該商品を記述する標章（原産地表示として本巻第1054条に基づいて登録することができるものを除く。）、(3)出願人の商品について又はそれに関連して使用される場合に、主として地理的に当該商品を誤認させる標章、(4)主として氏姓であるに過ぎないもの、(5)全体として機能的な事項を含む標章 (f) (a)、(b)、(c)、(d)、(e) (3)及び(e) (5)で特に除外されている場合を除き、本条の如何なる規定も、出願人が使用し、取引上、出願人の商品を識別することができるようになっている標章の登録を妨げない。 (略)	米国連邦商標法第45条(15 U.S.C. § 1127) 文脈上別段の趣旨が明らかである場合を除き、本章における解釈は以下のとおりとする。 (略) 標章の放棄：標章は、次の何れかが生じたときに、「放棄」されたとみなされる。 (1) （略） (2) 作為及び不作為を含む所有者の行為の過程により、その標章が使用されている商品若しくは役務又はその標章が関連して使用されている商品又は役務の一般名称となるか、又は標章としての意義を喪失することとなったとき。購入者の動機は、本項に基づく放棄を判断する基準とならない。	米国連邦商標法第14条(15 U.S.C. § 1064) 取消 本法律又は1881年3月3日付法律若しくは1905年2月20日付法律によって設けられた主登録簿へのある標章の登録により損害(本巻第1125条43条(c)に基づく希釈化による場合を含む。)を被っていると又は損害を被るであろうと信じる何人も、当該標章の登録を取り消すべき旨の申立てを、その理由を開示し、かつ、所定の手数料を納付して次の期間内にすることができる。 (1)、(2) （略） (3) 登録商標が、それが登録され若しくは機能している商品若しくは役務若しくはその一部に関し一般名称となったとき、若しくは<u>放棄されたとき</u>、若しくはその登録が不正により若しくは本章に基づく登録に関する本巻第1054条若しくは本巻第1052条(a)、(b)若しくは(c)の規定に違反して若しくは同種の旧法に基づく登録に関する禁止規定に違反して取得されたとき、又は、その登録商標が使用されている商品若しくは役務の出所を不実表示するために登録人によって若しくはその承諾の下に登録商標が現に使用されているときは、いつでも。登録商標が、そのために登録された商品又は役務の一部について一般的な名称となったときは、それらの商品又は役務についてのみ登録取消の申立てを提出することができる。登録商標は、その商標が特有の商品又は役務の名称として又はそれを明らかにするためにも使用されているという理由のみによっては、商品又は役務の一般名称であるとはみなされない。購買者の動機付けよりも関係する公衆に対する登録商標の主要な意味が、登録商標が使用されてきた商品又は役務の一般名称となっているか否を判断するための基準とする。 (4)、(5) （略） ただし書き （略）	N/A

識別力喪失関連規定の各国比較

参考資料 2

	登録要件	登録後に識別力を喪失した商標の効力の制限	登録後に識別力を喪失した商標の取消し	普通名称化防止措置
欧州指令	欧州指令第3条　拒絶又は無効の理由 1. 次に掲げるものは登録されず、また登録された場合は無効の宣言を免れない。 (a)　（略） (b) 識別性を欠く商標 (c) 商品又は役務の種類、品質、数量、用途、価格、原産地、商品の生産時期若しくは役務の提供時期、その他の特徴を表示するために取引上使用される標識又は表示のみで構成される商標 (d) <u>通用語において又は公正かつ確立した商慣習において常用される標識又は表示のみからなる商標</u> (e)～(h)　（略） 2.　（略） 3. 登録出願日より前に、その使用により識別性を獲得している商標は、第1項(b)、(c)又は(d)の規定によりその登録を拒絶されず、又は無効を宣言されない。いずれの加盟国も、登録出願日の後又は登録日の後に識別性を獲得した場合にも本項の規定を適用する旨を追加的に定めることができる。 4.　（略）	欧州指令第6条　商標の効力に対する制限 1. 商標は、その所有者に、第三者が次に掲げるものを取引上使用することを禁止する権利を与えるものでない。ただし、当該第三者が産業上又は商業上の誠実な慣習に従ってこれらを使用する場合に限る。 (a) 自己の名称又は住所 (b) 商品又は役務の種類、品質、数量、用途、価格、原産地、商品の生産時期若しくは役務の提供時期、その他の特徴に関する表示 (c)　（略） 2.　（略）	欧州指令第12条　取消理由 1.　（略） 2. 第1項の規定に影響を与えることなく、商標は、その登録日後に次の場合に該当したときは取消しを免れない。 (a) 所有者の作為又は不作為の結果、当該商標が、その登録に係る商品又は役務の取引において <u>普通名称</u> となっているとき (b)　（略）	N/A
欧州共同体商標	欧州共同体商標規則第7条　絶対的拒絶理由 1. 次に掲げるものは、登録されない。 (a)　（略） (b) 識別性を欠く商標 (c) 商品又は役務の種類、品質、数量、用途、価格、原産地、商品の生産時期若しくは役務の提供時期、その他の特徴を表示するために取引上使用される標識又は表示のみで構成される商標 (d) <u>通用語において又は公正かつ確立した商慣習において常用されるようになっている標識又は表示のみからなる商標</u> (e)～(k)　（略） 2. 第1項の規定は、不登録理由が共同体の一部においてのみ認められる場合でも、適用される。 3. 第1項(b)、(c)及び(d)は、登録を求める商品又は役務に関して商標が使用された結果、その商標が識別性を有するものとなっているときは、適用されない。	欧州共同体商標規則第12条　共同体商標の効力の制限 共同体商標は、その所有者に、第三者が次に掲げるものを取引上使用することを禁止する権利を与えるものでない。ただし、当該第三者が産業上又は商業上の誠実な慣習に従ってこれらを使用する場合に限る。 (a) 自己の名称又は住所 (b) 商品又は役務の種類、品質、数量、用途、価格、原産地、商品の生産時期若しくは役務の提供時期、その他の特徴に関する表示 (c)　（略） 欧州共同体商標規則第99条　有効性の推定－本案における抗弁 1. 共同体商標裁判所は、共同体商標の有効性が取消又は無効の宣言を求める反訴として被告から争われない限り、当該共同体商標を有効なものとして取り扱う。	欧州共同体商標規則第51条　取消の理由 (1) 共同体商標の所有者の権利は、次に掲げる場合は、欧州共同体商標意匠庁に対する申請又は侵害訴訟における反訴に基づいて取り消されるべき旨宣言される。 (a)　（略） (b) 所有者の作為又は不作為の結果、当該商標が、その登録に係る商品又はサービスの取引において <u>普通名称</u> となっている場合 (c)、(d)　（略） (2)　（略）	欧州共同体商標規則第10条　辞書等における共同体商標の複製 辞書、百科事典又は同様の文献における共同体商標の複製が、当該商標がその登録されている商品又は役務の一般名称であるとの印象を与える場合は、当該文献の発行者は、当該共同体商標の所有者の請求により、遅くともその文献の次の版において、当該共同体商標の複製にそれが登録商標である旨の表示が付さなければならない。

識別力喪失関連規定の各国比較

参考資料 2

	登録要件	登録後に識別力を喪失した商標の効力の制限	登録後に識別力を喪失した商標の取消し	普通名称化防止措置
ドイツ	ドイツ商標法第8条 絶対的拒絶理由 (1) (略) (2) 次の商標は登録されないものとする。 1. 当該商品又は役務について識別性を欠くもの 2. 商品又は役務の性質、品質、数量、用途、価格、原産地、商品の生産時期若しくは役務の提供時期、その他の特徴を表示するために取引上使用される標識又は表示のみで構成されるもの 3. <u>通用語又は公正かつ確立した商慣習において常用されるようになっている標識又は表示のみ</u> からなる商標 4. ～10. (略) (3) 登録決定時より前に、当該商標の出願に係る商品又は役務についての使用の結果、当該商標が関係取引業界において確立している場合は、(2)の1. 2. 及び3. の規定は適用しない。 (4) (略)	ドイツ商標法第23条 名称及び記述的表示の使用、予備的部品の取引 商標又は取引上の表示の所有者は、次の各号に掲げる第三者の取引上の使用を差し止めることができない。ただし、その使用が承認された信義則に反しない場合に限る。 (1) 自己の名称又は住所 (2) 当該商標又は取引上の表示と同一又は類似の標識の使用であるが、商品又は役務の特徴又は特質、特にその性質、品質、用途、価格、原産地、商品の生産時期又は役務の提供時期を表示するもの (3) (略)	ドイツ商標法第49条 取消 (1) (略) (2) 商標の登録は、次の場合にも、取消事由による請求に基づき抹消されるものとする。 1. 所有者の行為又は不作為の結果、商標がその登録に係る商品又は役務の取引において <u>普通名称</u> となっている場合 2・3 (略) (3) (略)	ドイツ商標法第16条 文献における登録商標の複製 (1) 辞書、百科事典又は同様の文献における登録商標の複製が、当該商標がその登録されている商品又は役務についての一般名称であるとの印象を与える場合は、当該商標の所有者は、当該文献の発行者に対し、当該商標の複製にそれが登録商標である旨の表示を付すことを要求することができる。 (2) 当該文献が既に発行されている場合は、かかる権利は、(1)に規定する表示を当該文献の新しい版に付すことに制限される。 (3) 当該文献が電子データベースの形で販売される場合又は文献を含む電子データベースへのアクセスが認められる場合は、(1)及び(2)の規定を準用する。
イギリス	英国商標法第3条 登録拒絶理由 (1) 次に掲げるものは登録されない。ただし、商標がその登録出願日前に使用の結果として実質的に識別性を獲得していた場合は、(b)、(c)又は(d)によって登録を拒絶されない。 (a) (略) (b) 識別性を欠く商標 (c) 商品又は役務の種類、品質、数量、用途、価格、原産地、商品の生産時期若しくは役務の提供時期、その他の特徴を表示するために取引上使用される標識又は表示のみで構成される商標 (d) <u>通用語において又は公正かつ確立した商慣習において常用されるようになっている標識又は表示のみ</u> からなる商標 (2)～(6) (略)	英国商標法第11条 登録商標の効力の制限 (1) (略) (2) 登録商標は、次の使用によっては侵害されない。 (a) 自己の名称又は住所 (b) 商品又は役務の種類、品質、数量、用途、価格、原産地、商品の生産時期若しくは役務の提供時期、その他の特徴に関し表示するための使用 (c) (略) (3) (略)	英国商標法第46条 取消 (1) 商標の登録は、次の何れかの理由により取り消すことができる。 (a) (b) (略) (c) 商標の所有者の作為又は不作為の結果、当該商標が、その登録に係る商品又はサービスの取引において、 <u>普通名称</u> となっていること (d) (略) (2)～(6) (略)	N/A
フランス	フランス知的財産法第 L 711条2 商標となり得る標識の識別性は、指定商品又は役務との関連において評価されるものとする。 次に掲げるものは識別性を有していないものとする。 a) 商品又は役務の必然的、一般的又は普通の名称のみを構成し、日常的又は技術的な言語の中で用いられる <u>標識又は名称</u> b) 商品又は役務の特徴、特に種類、品質、数量、用途、価格、原産地、商品の製造若しくは役務の提供の時期を明示するための標識又は名称 c) (略) (c)の場合を除き、識別性は使用によって取得されることがある。	N/A	フランス知的財産法第 L 714条6 商標の所有者は、自らの行為の結果、商標が次に掲げるものに該当することとなったときは、自己の権利の取消を免れない。 (a) 商品又は役務の取引における <u>普通名称</u> (b) (略)	N/A

識別力喪失関連規定の各国比較

参考資料 2

	登録要件	登録後に識別力を喪失した商標の効力の制限	登録後に識別力を喪失した商標の取消し	普通名称化防止措置
韓国	韓国商標法第6条 商標登録の要件 ① 次の各号の一に該当する商標を除いては、商標登録を受けることができる。 1. その商品の<u>普通名称</u>を普通に使用する方法で表示した標章のみからなる商標 2. その商品について慣用される商標 3. その商品に産地・品質・原材料・効能・用途・数量・形状(包装の形状を含む。)・価格・生産方法・加工方法・使用方法又は時期を普通に使用する方法で表示した標章のみからなる商標 4. 著名な地名、著名な地名の略語又は地図を示す標章のみからなる商標 5. ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標 6. 極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標 7. 第1号から第6号に掲げるもののほか、需要者が誰の商品を表示するのかを識別することができない商標 ② 第1項第3号から第6号に該当する商標であっても、第9条の規定による商標登録出願前に商標を使用した結果、需要者間にその商標が誰の業務に関連した商品を表示するのか顕著に認識されているものは、その商標を使用した商品を指定商品(第10条第1項又は第47条第2項第3号の規定によって指定した商品又は追加で指定した商品をいう。以下同じ。)として商標登録を受けることができる。 ③ 第1項第3号(産地に限る)または第4号の規定に該当する標章であっても、その標章が特定商品に対する地理的表示である場合には、その地理的表示を使用した商品を指定商品として地理的表示団体標章登録を受けることができる。	韓国商標法第51条 商標権の効力が及ばない範囲 ① 商標権の効力(地理的表示団体標章権を除く)は、次に掲げるものには及ばない。 1. 自己の氏名、名称若しくは商号、肖像、署名、印章、著名な雅号、芸名若しくは筆名、又はこれらの著名な略称を普通に用いられる方法で表示する商標。ただし、商標権の設定登録があった後、不正競争の目的でその商標を使用する場合は、適用しない。 2. 登録商標の指定商品と同一又は類似の商品の<u>普通名称</u>・産地・品質・原材料・効能・用途・数量・形状(包装の形状を含む。)・価格又は生産方法・加工方法・使用方法及び時期を普通に使用する方法で表示する商標 2の2. 第9条第2項の規定による立体的形状を有する商標で、その立体的形状が誰の業務に関連した商品を表示するのかを識別するための十分な特性を有しない場合に、登録商標の指定商品と同一又は類似する商品に使用する登録商標の立体的形状と同一又は類似する形状を有する商標 3. 指定商品について慣用する商標、及び、著名な地名、その略語若しくは地図からなる商標 4. (略) ② 地理的表示団体標章権の効力は、次に掲げるものには及ばない。 1. 第1項第1号、第2号(産地に該当する場合を除く。)又は4号に該当する商標 2. 地理的表示登録団体標章の指定商品と同一の商品に慣用される商標 3. 4. (略)	韓国商標法第71条 商標登録の無効審判 ① 利害関係人又は審査官は、商標登録又は指定商品の追加登録が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、無効審判を請求することができる。この場合、登録商標の指定商品が2以上ある場合には、指定商品ごとに請求することができる。 1. 商標登録又は指定商品の追加登録が第3条、第5条の24、<u>第6条</u>から第8条まで、第12条第2項後段、第5項及び第7項から第10項まで又は第23条第1項第4号から第8号までの規定に違反した場合 2. ～4. (略) 5. 商標登録がされた後にその登録商標が<u>第6条第1項各号</u>の一に該当する場合(第6条第2項に該当する場合を除く。) 6. (略) ②～⑤ (略)	N/A
中国	中国商標法 第11条 以下に掲げる標章は、商標として登録することができない。ただし、これらの条件に当てはまる標章であっても、使用によって特殊性を取得し、容易に識別可能なものは、商標として登録することができる。 1) 商品の群又は区分に<u>一般的に用いられる名称、模様、図案</u> 2) 単に商標が使用される商品の品質、主要原料、機能、用途、重量、数量又はその他の特徴を表示する標識 3) 識別性を欠くもの	商標法实施条例 第49条 登録商標にその商品の<u>一般名称</u>、図形、規格とサイズ、又は直接的に商品の品質、主要原材料、機能、用途、重量、数量、及びその他の特徴を表示する、又は地名を含む場合、商標登録者は他人の正当な使用を禁止することができない。	N/A	N/A